

議題 2

令和 2 年度出納整理期間の取組強化の徹底について

令和2年度出納整理期間の取組について

債権名 国民健康保険料 整理番号 026 【福祉局生活福祉部保険年金課】

現年度分

決算見込未収金残高 5,406,114千円(前年度決算 5,604,637千円)	1月末徴収率 87.2%(前年度1月末 86.5%)
未収金残高目標 5,406,114千円(前年度目標 5,667,688千円)	決算見込徴収率 90.0%(前年度決算 89.8%)
	目標徴収率 90.0%(前年度目標 89.7%)

●主な取り組み

(1)未収世帯に対する納付督促の徹底

早期未収対策として、督促状の送付や民間事業者による電話での納付督促を行い、督促状の指定期限までに納付がない場合は、催告書(納付書)等を送付すると同時に財産調査を実施する等、未収解消に努める。

(2)滞納処分の速やかな執行

既に財産調査を実施し、差押可能財産が判明している世帯について、局において作成した「財産判明世帯の滞納処分未実施リスト」を活用し「差押予告書」を速やかに発送することにより、自主納付等を促すとともに、「差押予告書」を発送してもなお保険料を納付しない世帯については、出納閉鎖日までに本市収入となるよう厳正に滞納処分を執行し換価充当する。

なお、収納率が低迷している区については、国保収納業務の経験を有する職員が集中的に臨区し、効果的な滞納整理の助言等を行う。

(3)資格喪失世帯に対する納付督促の徹底

資格喪失後もなお保険料を滞納している世帯に対し、局において作成したリストを活用のうえ催告書(納付書)等を送付し、滞納保険料の解消に繋げる。

(4)納付誓約不履行世帯に対する納付督促の徹底

納付誓約不履行世帯については、「納付誓約不履行世帯リスト」「納付誓約取消世帯リスト」等を参考に納付督促を行うとともに、差押可能財産が判明している世帯に対しては、滞納処分を速やかに執行し、未納保険料の解消を図る。

(5)あらゆる機会を捉まえた納付指導の徹底

短期証更新通知及び証返還予告通知等の文書送付による、滞納者との接触の機会を捉まえ、世帯の実情を聴取のうえ、保険料完納を促す指導をより一層徹底し、未納保険料の解消を行う。

(6)文書等返戻世帯に係る居所確認の徹底

納付書及び督促状等の文書返戻世帯について、定例的に配信される文書返戻世帯にかかるリストに併せ、局において作成した短期証・資格証の返戻世帯にかかるリストの活用により、速やかに居所確認調査を実施することで資格の適正化を図り、不現住処理についても徹底する。

(7)不動産公売による収入額の確保

弁護士職員を中心として、区において差押中の不動産以外に財産を有しない滞納者について、公売手続きを継続することにより、さらなる収入額の確保に努める。

●未収金残高目標達成見込について(債権所管の認識)

1月末現在、徴収率の対前年同月比は現年度は0.7ポイント上回っているが、過年度で2.6ポイントの減となっている。今後の取り組みとして、区窓口での口座振替勧奨を引き続き実施することや、区・市債権回収対策室では処分可能財産が判明している滞納世帯に対して速やかに滞納処分する等、さらなる収入額確保に向けて出納閉鎖日まで各種収納対策に取り組むとともに、局においても収入状況を分析のうえ各区と情報共有を行う等、区・局一丸となって未収金の減少をめざすことで、今年度の現年度分目標徴収率90.02%及び未収金残高目標の達成を見込んでいる。

令和2年度 未収債権に関する具体取組内容の取組状況(1月末)

福祉局

債権名 国民健康保険料 整理番号 026

	過年度	現年度
取組内容	<p>ペイジー口座振替受付サービスを活用した積極的な口座振替の勧奨や、区長マネジメントによる各区の特性に応じた様々な収納率向上に向けた取り組みを継続して実施するとともに、国保収納業務の経験を有する職員の直接指導による区職員の更なる能力アップ・組織体制の強化を図る。</p> <p>不動産公売手続きや勤務先に対する照会及び実地調査を継続実施するとともに、市債権回収対策室と連携を図りながら効果的・効率的な収納対策を実施していく。</p> <p>また、市債権回収対策室においては、財産調査を集約化し、より効率的に滞納整理事務を推進するとともに、新たに給与差押を実施する。</p> <p>これらの取り組みの強化・拡充により、さらなる収納額の確保に努め、未収金残高目標及び目標徴収率の達成をめざす。</p>	
取組状況(1月末)	<p>引き続きペイジー口座振替受付サービスを活用しており、同サービスによる口座登録件数は、1月末時点において対前年同月比1,215件減の40,015件、新規口座登録世帯数については171世帯減の47,925世帯ではあるものの、国保加入世帯全体における口座振替加入率は0.12ポイント増の48.36%と、前年度を上回っている状況にある。</p> <p>区長マネジメントによる各区の特性に応じた様々な収納率向上に向けた取り組みを継続実施し、収納率の向上に努めるとともに、国保収納業務の経験を有する職員の区職員への直接指導による更なる能力アップ・組織体制の強化も継続実施しているところである。また、不動産公売手続きや勤務先に対する照会および実地調査を継続して実施し、滞納処分等についても、出納閉鎖に向け収入額確保の取り組み強化に努めているところである。</p> <p>市債権回収対策室においては、財産調査の集約化を開始し、効率的な滞納整理事務を進めており、新たに給与差押についても着手しているところである。</p> <p>1月末現在における収納率は、過年度分については対前年同月比で2.6ポイント減と前年度を下回っている一方で、現年度分は対前年同月比で0.7ポイント増と前年度を上回っている。今後さらなる収納額の確保に努め、未収金残高目標及び目標収納率の達成をめざす。</p>	

区役所で徴収事務を行っている債権の状況(1月末現在)

債権名: 国民健康保険料

	令和2年度 1月末徴収率(A)		令和元年度年度 1月末徴収率(B)		対前年同月比 (A)-(B)	
	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度
24区合計	20.2%	87.2%	22.8%	86.5%	-2.6%	0.7%
北区	22.5%	88.3%	27.7%	87.7%	-5.2%	0.6%
都島区	23.3%	88.5%	25.1%	88.7%	-1.8%	-0.2%
福島区	25.8%	91.8%	30.9%	90.7%	-5.1%	1.1%
此花区	18.3%	87.0%	23.6%	86.7%	-5.3%	0.3%
中央区	18.8%	83.7%	23.8%	83.2%	-5.0%	0.5%
西区	20.6%	83.5%	24.1%	84.8%	-3.5%	-1.3%
港区	18.8%	87.5%	19.7%	86.7%	-0.9%	0.8%
大正区	21.9%	87.8%	25.1%	87.9%	-3.2%	-0.1%
天王寺区	22.2%	89.7%	23.7%	90.2%	-1.5%	-0.5%
浪速区	16.2%	76.7%	19.6%	77.4%	-3.4%	-0.7%
西淀川区	19.0%	91.2%	21.0%	90.6%	-2.0%	0.6%
淀川区	16.9%	86.1%	21.2%	85.8%	-4.3%	0.3%
東淀川区	17.9%	85.9%	20.9%	85.0%	-3.0%	0.9%
東成区	23.0%	87.3%	23.4%	86.7%	-0.4%	0.6%
生野区	15.0%	81.4%	18.3%	80.7%	-3.3%	0.7%
旭区	17.9%	88.5%	20.0%	87.1%	-2.1%	1.4%
城東区	13.3%	89.7%	17.5%	89.3%	-4.2%	0.4%
鶴見区	20.8%	89.8%	23.0%	89.9%	-2.2%	-0.1%
阿倍野区	27.3%	92.7%	34.2%	91.4%	-6.9%	1.3%
住之江区	21.9%	88.8%	25.3%	87.4%	-3.4%	1.4%
住吉区	22.8%	89.5%	28.5%	88.2%	-5.7%	1.3%
東住吉区	16.8%	89.4%	22.0%	88.9%	-5.2%	0.5%
平野区	45.6%	88.8%	31.3%	85.6%	14.3%	3.2%
西成区	13.4%	78.6%	14.1%	78.7%	-0.7%	-0.1%

令和2年度出納整理期間の取組について

債権名 市税 整理番号 001 【財政局税務部収税課】

現年度分

決算見込未収金残高 18,782,811千円(前年度決算 5,155,585千円)	1月末徴収率 95.9%(前年度1月末 98.4%)
未収金残高目標 28,402,698千円(前年度目標 4,414,680千円)	決算見込徴収率 97.5%(前年度決算 99.3%)
	目標徴収率 96.1%(前年度目標 99.4%)

●主な取り組み

次年度に新たな未収金を発生させないよう、市税事務所においては、現年課税分を中心に5月末までの収納をめざして次の取組を実施している。

- ・ 差押予告書、差押決定通知書等の文書による一斉催告とこれに連動した電話による納税督促の実施
- ・ 文書催告において、一部の滞納者に対して色付封筒を活用
- ・ 電話による納税督促に合わせて、計画的な財産調査の実施
- ・ 高額事案から順に督促中事案について確認し、財産判明分については早急に差押えを実施
- ・ 固定資産税のみの滞納で給与等の差押すべき債権が見当たらない事案については、不動産の差押えを積極的に実施
- ・ 各市税事務所の実情に合わせた独自の方策を策定・実施

また、これらを確実に実施するために、全市で目標件数を定めて計画的に取り組んでいる。

固定資産税・都市計画税第4期分、市府民税第4期分については、納期限から出納閉鎖までの期間が短いことから、累積滞納化しないよう、特に重点的に取り組み、確実に徴収するよう努めている。

徴収猶予の特例制度の適用者のうち猶予期限間近の者へお知らせ文書を送付している。

収税課においては、4月中の収入状況及び個別事案の進捗状況を随時確認しながら、取組みが遅れている市税事務所に対して、随時ヒアリングを実施し、より効果的な対策を提案するなど、各市税事務所の取組みを推進している。

●未収金残高目標達成見込について(債権所管の認識)

徴収猶予の特例制度による影響から未収金残高は昨年度よりも増加するものの、1月末時点の状況を踏まえると目標は達成見込みと考えている。

令和2年度 未収債権に関する具体取組内容の取組状況(1月末)

財政局

債権名 市税

整理番号 001

	過年度	現年度
取組内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が出るまでは未収金の圧縮は図れていたため、前年度同様に取組みを行う。</p> <p>(1) 平成29年度課税の滞納事案(一定金額以上)件数の64%以上を整理(徴収・処分・停止)</p> <p>(2) 対象事案(令和元年度以前課税分で滞納税額10万円以上20万円未満の事案等)件数の70%以上を整理(徴収・処分・停止)</p>	<p>次のとおり数値目標を設定して取り組む。(納税推進センターに係る事務以外は過年度も対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差押件数：13,000件 ・給与照会件数：17,200件 ・インターネット公売実施回数：4回 ・合同公売実施回数：2回 ・納税推進センターにおける納付約束に係る履行率：85%以上
取組状況(1月末)	<p>(1) 平成29年度課税の滞納事案(一定金額以上)件数の64%以上を整理(徴収・処分・停止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象数：5,924件(昨年同時期実績：6,036件) ・整理率：60.9%(昨年同時期実績：58.6%) <p>(2) 対象事案(令和元年度以前課税分で滞納税額10万円以上20万円未満の事案等)件数の70%以上を整理(徴収・処分・停止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象数：14,270件(昨年同時期実績：13,317件) ・整理率：66.6%(昨年同時期実績：67.4%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・差押件数：9,578件(昨年同時期実績：16,412件) ・給与照会件数：17,055件(昨年同時期実績：21,459件) ・インターネット公売実施回数：動産4回、不動産0回(昨年同時期実績：動産3回、不動産2回) ・合同公売実施回数：1回(昨年同時期実績：2回) ・納税推進センターにおける納付約束に係る履行率：83.9%(昨年同時期実績：84.1%)

令和2年度出納整理期間の取組について

債権名 生活保護費返還金(保護費収入) 整理番号 016 【福祉局生活福祉部保護課】

現年度分

決算見込未収金残高	1,346,840千円(前年度決算 1,447,691千円)	1月末徴収率	63.3%(前年度1月末 56.0%)
未収金残高目標	1,354,420千円(前年度目標 1,196,398千円)	決算見込徴収率	65.2%(前年度決算 66.4%)
		目標徴収率	65.2%(前年度目標 65.2%)

●主な取組み

各実施機関は、厚生労働省通知に基づき、実施機関における現状及び課題を把握するため「生活保護実施方針」を策定しており、令和3年度はその重点事項として令和2年度に引き続き「未収債権の縮減と適切な債権管理」を掲げており、出納整理期間も実施機関ごとの取組みが行われる予定である。

また、福祉局保護課ではシステム改修を実施し、申出徴収の対象を拡大(システム上の機能制限を解除)したほか、債務者個々の保護受給の状況、返還金等の債権種別をまとめたリストを実施機関ごとに作成・配付し、徴収額の更なる確保に向けた支援を実施する。

その他、これまでも少額滞納債権の解消に向けた取組みを実施しているが、出納整理期間においても引き続き、各実施機関に対して少額滞納債権の債務者リストの配付を行い、納付交渉及び完納に向けた支援を実施する。

●未収金残高目標達成見込について(債権所管の認識)

令和2年度の決算見込未収金残高は13億4,700万円と、未収金残高目標を達成する見込みであり、決算見込徴収率も目標徴収率の65.2%を達成する見込みである。これは、生活保護受給中の債務者に対する申出徴収の更なる活用を推進し続けてきたことによるものと考えている。

引き続き、上述した取組みを進め、未収金残高目標を達成できるように努める。

令和2年度 未収債権に関する具体取組内容の取組状況(1月末)

福祉局

債権名 生活保護費返還金

整理番号 016

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、生活保護を受給していない債務者のうち資力を回復した者に対して滞納処分を見据えた徴収事務を実施するため、各実施機関から報告を受けた調査対象者の居所調査及び財産調査等を実施する。 ・ また、債権管理・回収アドバイザーの事案相談等を活用しながら滞納処分等の適切な実施に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申出による徴収の推奨にあたり、各実施機関へ個別にヒアリングを行い、他の実施機関の事例等を参考として提供する。 ・ 口座振替による徴収について、月を連続して資金不足による口座不能などになっている者を抽出し、実施機関へ申出徴収への変更に向けた情報提供を行う。
取組状況(1月末)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 強制徴収公債権のうち生活保護を受給していない債務者に対しては、各実施機関からの報告に基づき、居所調査・財産調査等を実施するとともに、必要に応じて給与差押や滞納処分の執行停止等を実施している。 ・ 令和3年2月市会に破産決定を受けた者に係る債権放棄議案を上程、審議待ち。 ・ 法第78条徴収決定等をした者に対し、実施機関へ申出による徴収を徹底するよう促している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申出による徴収の推奨にあたり、毎月の実績を各実施機関へ報告し、取組状況を共有するとともに、口座振替による徴収について、資金不足等により口座不能となった者のうち申出徴収が可能な債権については、経理事務監査等において申出徴収への変更を促している。

区役所で徴収事務を行っている債権の状況(1月末現在)

債権名: 生活保護費返還金

	令和2年度 1月末徴収率(A)		令和元年度年度 1月末徴収率(B)		対前年同月比 (A)－(B)	
	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度
24区合計	3.1%	63.0%	2.6%	55.6%	0.5%	7.4%
北区	2.9%	71.3%	2.6%	66.7%	0.3%	4.6%
都島区	1.9%	57.4%	1.8%	54.1%	0.1%	3.3%
福島区	2.9%	81.9%	2.4%	36.4%	0.5%	45.5%
此花区	5.0%	64.6%	3.0%	63.3%	2.0%	1.3%
中央区	2.9%	51.4%	1.6%	33.3%	1.3%	18.1%
西区	3.5%	50.0%	1.9%	60.5%	1.6%	-10.5%
港区	3.5%	46.5%	2.4%	50.4%	1.1%	-3.9%
大正区	3.9%	61.2%	3.1%	44.7%	0.8%	16.5%
天王寺区	3.0%	43.4%	1.8%	53.1%	1.2%	-9.7%
浪速区	1.4%	40.9%	1.7%	49.0%	-0.3%	-8.1%
西淀川区	3.3%	53.1%	3.7%	44.1%	-0.4%	9.0%
淀川区	3.1%	66.6%	2.8%	29.4%	0.3%	37.2%
東淀川区	2.9%	57.9%	2.8%	39.0%	0.1%	18.9%
東成区	2.1%	52.6%	1.0%	39.8%	1.1%	12.8%
生野区	2.9%	75.4%	1.9%	63.3%	1.0%	12.1%
旭区	3.0%	60.1%	1.7%	55.3%	1.3%	4.8%
城東区	3.5%	59.4%	4.0%	55.6%	-0.5%	3.8%
鶴見区	4.5%	55.1%	4.1%	43.3%	0.4%	11.8%
阿倍野区	3.0%	58.3%	2.6%	57.2%	0.4%	1.1%
住之江区	3.3%	67.4%	3.3%	61.9%	0.0%	5.5%
住吉区	2.3%	62.0%	2.8%	48.9%	-0.5%	13.1%
東住吉区	3.2%	54.8%	3.1%	69.0%	0.1%	-14.2%
平野区	3.2%	64.9%	1.8%	61.0%	1.4%	3.9%
西成区	4.1%	74.4%	3.0%	70.1%	1.1%	4.3%

令和2年度出納整理期間の取組について

債権名 介護保険料 整理番号 064 【福祉局高齢者施策部介護保険課】

現年度分

決算見込未収金残高	1,071,434千円(前年度決算 882,394千円)	1月末徴収率	97.4%(前年度1月末 97.4%)
未収金残高目標	1,071,434千円(前年度目標 1,148,675千円)	決算見込徴収率	98.0%(前年度決算 98.4%)
		目標徴収率	98.0%(前年度目標 98.0%)

●主な取り組み

①滞納処分の実施を見据えた滞納者への徴収強化

第1段階を除くすべての段階(非課税層を含む)の滞納者について、財産調査を徹底し、再三の催告にも応じない滞納者に対しては差押を執行するなど厳正に対処することにより滞納保険料の徴収強化を図る。

②民間委託業者の訪問徴収等の納付督促による早期滞納者等の徴収強化

65歳到達による資格取得後、特別徴収(年金から介護保険料を徴収)が開始されるまでの早期滞納者等への電話・訪問・訪問徴収等の納付督促を行う。

③各区による早期滞納者・高額滞納者への徴収強化

年間を2期に分けて実施する収納対策については、第1次対策期間の取組みを11月から2月に実施した。今後、第2次対策期間の取組を3月中旬から5月下旬にかけて実施し、各区において早期滞納者及び一定額以上の高額滞納者を中心として納付督促文書や差押予告等を送付し、積極的に滞納者との接触を図る。また、市債権回収対策室と連携し、最終催告書を送付するなど徴収強化を図る。

④被保険者資格の適正化

不現住者に対する被保険者資格の適正化により、不現住と疑われる者への速やかな現地調査の実施並びに住居基本台帳の職権削除依頼を行い、不必要な保険料賦課の削減を行う。

⑤課税層滞納者の勤務先への給与照会の実施

給与所得のある課税層滞納者については、引き続き市税照会等により勤務先を調査し、勤務先調査予告を実施する。(現時点では、新型コロナウイルス感染症の影響により見合わせている。)

また、収納対策全般に渡り、新型コロナウイルス感染症の影響により収入減等で納付困難者が増加することが予測され、収納対策については減免・徴収猶予と合わせたより丁寧な対応が必要となる。

●未収金残高目標達成見込について(債権所管の認識)

現年度収納率については、10区は前年度同月と同率、6区は前年度同月を上回っており、全区合計の収納率は前年度同月の収納率と同率となっている。

過年度収納率については、3区は前年度同月と同率、3区は前年度同月を上回っているものの、全区合計の収納率は前年度同月を下回っている。

これは、コロナウイルス感染症の影響により財産調査、滞納処分、催告書の送付等や各区における収納対策等を見合わせていたことや、特徴率の低下による影響が大きいと考えている。

特徴率の低下の要因については、令和元年度から対象者を拡大して実施している公費による軽減強化等による保険料額減少により、令和元年度10月以降に特徴が停止された者が、令和2年9月までは特別徴収が再開されず普徴に切り替わることの影響によるものである。これは、毎年起こりうる現象であり、令和2年度も10月以降に特徴が停止された者が同様に発生している。

- ・特徴率: 令和元年度: 86.12%・令和2年度85.7% ▲0.42%
- ・普徴収納率: 令和元年度81.45%・令和2年度82.04% +0.59%

普徴の収納率は向上しているものの、特徴率の低下による収納率へ及ぼす影響は大きい。

現時点での収納率について、現年度分は目標98.0%に対し97.4%である。令和元年度と同率の収納率を達成しているため、令和2年度の目標収納率98.0%の達成は可能と考えているが、コロナ減免の影響により10月以降も新たに特徴停止となることで普通徴収対象者が増えることやコロナウイルス感染症の影響による収入減少に伴う未収等、収納率への影響は今後もあると思われるため、収納対策の取組みの実施により目標収納率98%を確保したいと考えている。

過年度分は目標16.8%に対し13.0%(前年度同月:14.3% マイナス1.3%)となっており、目標達成は非常に厳しい状況にあると考えているが、今後も、目標収納率を達成できるよう引き続き収納対策を強力に実施していく必要があると考えている。

目標達成のための取組みとして、3月中旬から5月下旬(出納整理期間)にかけて第2次収納対策を実施する。

1次対策内容: 軽減強化により特徴停止となった滞納者を中心に納付勧奨及び口座振替勧奨を行っている。
また、各区で独自の収納対策についても実施し、区・局全体で収納率向上に努める。

令和2年度 未収債権に関する具体取組内容の取組状況(1月末)

福祉局

債権名 介護保険料

整理番号 064

	過年度	現年度
取組内容	<p>①滞納処分の実施を見据えた滞納者への徴収強化 第1段階を除くすべての段階（非課税層を含む）の滞納者について、財産調査を徹底し、差押も視野に入れた滞納保険料の徴収強化を図る。</p> <p>②民間委託業者の訪問徴収等の納付督促による早期滞納者等の徴収強化 65歳到達による資格取得後、特別徴収（年金から介護保険料を徴収）が開始されるまでの早期滞納者等への電話・訪問・訪問徴収等の納付督促を行う。</p> <p>③各区による早期滞納者・高額滞納者への徴収強化 年間を3期に分けて実施する収納対策を行う。滞納状況・納付状況を分析し、各区において納付督促文書や差押予告等を送付し、積極的に滞納者との接触を図る。また、市債権回収対策室と連携し、最終催告書を送付するなど徴収強化を図る。</p> <p>④被保険者資格の適正化 不現住者に対する被保険者資格の適正化により、不現住と疑われる者への速やかな現地調査の実施並びに住民基本台帳の職権消除依頼を行い、不必要な保険料賦課の削減を行う。</p> <p>⑤課税層滞納者の勤務先への給与照会の実施 給与所得のある課税層滞納者については、引き続き市税照会等により勤務先を調査し、勤務先調査予告を実施する。 また、収納対策全般に渡り、コロナウイルス感染症の影響により収入減等で納付困難者が増加することが予測され、収納対策については減免・徴収猶予と合わせたより丁寧な対応が必要となる。</p>	
取組状況（1月末）	<p>①滞納処分の実施を見据えた滞納者への徴収強化 第1段階を除くすべての段階（非課税層を含む）の滞納者について、財産調査を徹底し、差押も視野に入れた滞納保険料の徴収強化を図っている。 【令和3年1月末実績】財産調査件数及び差押金額 571,046件 27,074千円(昨年度同時期実績 531,062件 31,643千円)</p> <p>②民間委託業者の訪問徴収等の納付督促による早期滞納者等の徴収強化 65歳到達による資格取得後、特別徴収（年金から介護保険料を徴収）が開始されるまでの早期滞納者等への電話・訪問・訪問徴収等の納付督促を行っている。 ・早期督促 【令和2年9月末実績】132,070千円（昨年度同時期実績：157,249千円） ・中長期督促【令和2年9月末実績】 5,568千円（昨年度同時期実績： 9,551千円） ※4・5月はコロナウイルス感染症の影響により中止</p> <p>③各区による早期滞納者・高額滞納者への徴収強化 年間を2期に分けて実施する収納対策については、第1次対策期間の取組みを11月から翌年2月にかけて実施し、各区において、令和元年度は特別徴収だったが軽減強化により令和2年度普通徴収となっている滞納者へ納付勧奨及び口座振替勧奨を行い、積極的に滞納者との接触を図る。また、市債権回収対策室と連携し、最終催告書を送付するなど徴収強化を図っている。 (※コロナウイルス感染症の影響で財産調査、滞納処分、催告書の送付等を見合わせていたため、収納対策は10月まで実施を見合わせた。) 残る対象期間についても滞納状況を把握し効果的に実施する。</p> <p>④被保険者資格の適正化 不現住者に対する被保険者資格の適正化により、不現住と疑われる者への速やかな現地調査の実施並びに住民基本台帳の職権消除依頼を行い、不必要な保険料賦課を削減していく。 【令和3年1月末実績】調定削減額 21,279千円（昨年度同時期実績 36,993千円）</p> <p>⑤課税層滞納者の勤務先への給与照会の実施 コロナウイルス感染症の影響により見合わせているため、実績なし。</p>	

令和2年度出納整理期間の取組について

債権名 住宅使用料 整理番号 001 【都市整備局住宅部管理課】

現年度分

決算見込未収金残高 186,418千円 (前年度決算 148,799千円)	1月末徴収率 98.4%(前年度1月末 98.2%)
未収金残高目標 189,136千円 (前年度目標 154,780千円)	決算見込徴収率 99.5%(前年度決算 99.6%)
	目標徴収率 99.5%(前年度目標 99.6%)

●主な取り組み

<都市整備局>

- ・各住宅管理センターから引継がれ局で管理している滞納者に対し、電話督促や文書による納付指導などを集中的に行う。
- ・日中不在等により連絡が取れない滞納者については、帰宅する夜間に電話督促を行う。
- ・指導に従わない和解不履行者に対し、早期に強制執行を申立て、納付を促す。
- ・訴訟提起等の法的措置対象者で、反応のない者について、現地へ訪問し、実態を把握するとともに納付指導を行う。

<各住宅管理センター>

- ・局に引継ぐ前の3ヶ月未満の短期滞納者に対し、電話や呼出しによる納付指導などを集中的に行う。
- ・日中不在等により連絡が取れない滞納者については、帰宅する夜間や休日に電話による納付指導を行う。
- ・局への引継ぎ対象となりうる滞納者に対し、局への引継ぎ後は明渡訴訟や強制執行手続き等の法的措置に移行する旨の説明を徹底し、早期の滞納解消を指導する。

●未収金残高目標達成見込について(債権所管の認識)

新型コロナウイルスの影響による経済状況の悪化を見込み、当初目標を下方修正したが、家賃減免や国による給付金等コロナ関連の施策の影響により、1月末時点収納率が前年より高率で推移しており目標を達成する見込み。

令和2年度 未収債権に関する具体取組内容の取組状況(1月末)

都市整備局

債権名 住宅使用料

整理番号 001

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退去滞納者については、文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては、速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託し、収納率の向上を図る。 ・ 委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。 ・ 所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・ 督促を行うも支払いに応じず時効到来する恐れのある者に対しては、引き続き支払督促の取組を実施する。 ・ 破産などで免責を受けたものに対して債権放棄へ向けた手続きを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、住宅供給公社において、文書・電話による督促や、保証人に対して滞納者への納付説得依頼文書の発送を引き続き実施。また定期的な研修を通じ滞納整理の取組強化を図る。 ・ 滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したのものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導するなど細やかな対応を行っていく。 ・ 即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を引き続き実施する。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送する。 ・ 引き続き、口座振替・代理納付実施率の向上を目指す。 ・ 破産などで免責を受けたものに対して債権放棄へ向けた手続きを進める。
取組状況 (1月末)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退去滞納者については、文書督促や現地訪問督促を実施している。督促を行うも支払いのない者に対しては、速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託し、収納率の向上を図っている。(1月末時点委託案件回収額：9,999千円) ・ 委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を行っている。(1月末時点債権差押申立件数：24件 取立件数：25件) ・ 所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努めている。 ・ 督促を行うも支払いに応じず時効到来する恐れのある者に対しては、引き続き支払督促の取組を実施していく。 ・ 破産などで免責を受けたものに対する債権放棄の手続きを進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、住宅供給公社において、文書・電話による督促や、保証人に対して滞納者への納付説得依頼文書の発送を引き続き実施するとともに、定期的な研修を通じ滞納整理の取組強化を図っている。 ・ 滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したのものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導する取組を実施。(1月末時点即決和解申出件数：120件) ・ 即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を実施。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送している。 ・ 引き続き、口座振替・代理納付実施率向上のための取組を行っている。

令和2年度出納整理期間の取組について

債権名 保育所保育料 整理番号 030 【こども青少年局保育施策部保育企画課】

現年度分

決算見込未収金残高 174,731千円(前年度決算 91,056千円)	1月末徴収率 97.9%(前年度1月末 98.5%)
未収金残高目標 155,670千円(前年度目標 55,496千円)	決算見込徴収率 96.4%(前年度決算 98.7%)
	目標徴収率 96.4%(前年度目標 99.2%)

●主な取り組み

- ・新たに滞納となったものについて、早い段階での電話による納付勧奨を行い、早期完納に向けて納付交渉を行っている。
- ・3歳児以上の幼児教育保育無償化により経済的負担が軽減される世帯に対して、個別に徴収に向けた働きかけ及び財産調査の強化を行い滞納処分に繋げている。
- ・支払い能力がある滞納者には、速やかに滞納処分の実施に努める。なお、差押に当たっては、換価が容易な預金等を中心に実施している。
- ・令和2年3月分より、新型コロナウイルス感染症に伴う保育料の軽減(日割計算)を行っている。2ヶ月遅らせている保育料の請求を令和3年2月に2ヶ月分請求し、1ヶ月遅れに戻したが、滞納件数及び納付相談が増加しており、個別に丁寧な納付交渉を行い、徴収率向上に向け取組を行っている。

●未収金残高目標達成見込について(債権所管の認識)

- ・新型コロナウイルス感染症に伴い、保育料の請求を遅らせているため、1月末時点では年度の半期分である10月分までしか請求していない。
- ・請求が遅れている保育料を令和3年2月に11月分及び12月分の2ヶ月分請求し、1ヶ月遅れに戻したが、滞納件数及び納付相談がかなり増加している。
- ・新型コロナウイルス感染状況により、今後の情勢の見通しが不透明であり、さらに生活困窮等による滞納者が増加する事も考えられる。

以上の事から、今後、滞納者が増加・徴収率の低下による未収金の増額が懸念されるが、引き続き取組強化に努めていきたい。
1月末現在の徴収率は97.9%であり、目標徴収率の96.4%を達成しているが、調定額が目標設定時の調定額を超える見込みであるため、未収金残高の目標達成については厳しい状況であると考えられる。

令和2年度 未収債権に関する具体取組内容の取組状況(1月末)

こども青少年局

債権名 保育所保育料

整理番号 030

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳児以上の幼児教育保育無償化により経済的負担が軽減される世帯に対して、個別に徴収に向けた働きかけを強化する。 ・ 従来の文書を中心とした督促から、集中的に取り組む対象者には、早い段階から個人の携帯や家庭の電話に架電し督促に取り組む。また、応じない場合は、職場へも電話を行う。 ・ 電話での対応や納付状況を確認の上、最終催告書の納期後、滞納者の生活状況を考慮しつつ差押え等の滞納処分を実施する。 ・ 滞納者の生活状況を考慮しつつ、より換価しやすい預貯金・給与・生命保険の差押に取り組む。 ・ 滞納者に対し、児童手当から直接徴収する保護者からの申出による同意徴収の制度の活用を積極的に働きかけていく。 ・ 滞納処分がすみやかに実施できるよう、国税徴収法に基づき財産や居所の調査を徹底的に行う。 ・ 公立保育所保育料の滞納者には、公債権として市町村が強制徴収できる「代行徴収」の制度を利用し、滞納処分を行っていく。 令和元年度の取組を中心に、可能な限り滞納処分を強化する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口座振替による納付は保育料の払い忘れ防止につながるため、より早期から区役所と連携し口座振替加入率の向上をめざす。 ・ 新たに未納が発生したのについて、児童手当やボーナスを利用した分納を認め早期完納をめざす。 ・ 公立保育所の滞納者については、督促状送付後に、所長から直接保護者に、未納保育料を早期に払うように声掛けをする。 ・ 支払い能力があるにもかかわらず支払わない滞納者には、滞納処分を実施する。 ・ 3歳児以上の幼児教育保育無償化により、経済的負担が軽減される世帯に対して、個別に徴収に向けた働きかけを強化する。 ・ 現年度の未収金では、2歳児と3歳児クラスで50%以上を占めていたため、無償化の対象外である2歳児の保護者のうち、3か月以上の滞納があるもの、若しくは10万円を超える場合などの方に、早い段階での電話による納付勧奨を行う。
取組状況 (1月末)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳児以上の幼児教育保育無償化により経済的負担が軽減される世帯に対して、個別に徴収に向けた働きかけ及び財産調査の強化を行っている。 ・ 従来の文書を中心とした督促から、集中的に取り組む対象者には、積極的に架電し督促に取り組んでいる。 ・ 電話での対応や納付状況を確認の上、最終催告書の納期後、滞納者の生活状況を考慮しつつ、財産調査で判明している差押え等の滞納処分を実施している。 ・ 滞納者に対し、児童手当から直接徴収する保護者からの申出による同意徴収の制度の活用を積極的に働きかけている。 ・ 国税徴収法に基づき財産や居所の調査を徹底的に行い、速やかに滞納処分を実施できるように努めている。 ・ 公立保育所保育料の滞納者には、公債権として市町村が強制徴収できる「代行徴収」の制度を利用し、滞納処分に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口座振替による納付は、保育料の滞納を未然に防ぐ事につながるため、区役所と連携し口座振替加入率の向上に努めている。 ・ 新たに滞納となったものについて、児童手当やボーナスを利用した分納を促し、早期完納に向けて納付交渉を行っている。 ・ 支払い能力がある滞納者には、速やかに滞納処分の実施に努めている。 ・ 3歳児以上の幼児教育保育無償化により経済的負担が軽減される世帯に対して、個別に徴収に向けた働きかけ及び財産調査の強化を行っている。 ・ 現年度の未収金では、2歳児と3歳児クラスで50%以上を占めており、無償化の対象外である2歳児の保護者のうち、3か月以上若しくは10万円を超える滞納者に、早い段階での電話による納付勧奨を行っている。 ・ 令和元年度の取組内容に加え、3歳児以上の幼児教育保育無償化により経済的負担が軽減される世帯に対して、個別に徴収に向けた働きかけ及び財産調査の強化を行っている。 ・ 令和2年3月分より、新型コロナウイルス感染症に伴う保育料の軽減(日割計算)を行っている。2ヶ月遅らせている保育料の請求を令和3年2月に2ヶ月分請求し、1ヶ月遅れに戻したが、滞納件数及び納付相談が増加しており、個別に丁寧な納付交渉を行い、徴収率向上に向け取組を行っている。

令和2年度 市債権回収対策室の徴収状況

(令和3年1月末現在)

(1) 個別に事案引継を行ったもの

債権名	所管局 (会計)	引継対象、条件	2年度				進捗率(②/①) (参考:前年1月末)
			件数(件)	引継金額 (百万円)	徴収目標額① (百万円)	徴収実績② (百万円)	
国民健康保険料	福祉局 (国保)	国保制度離脱後に社会保険へ 加入及び市外転出の滞納者	1,463	257	78	86	110.3% (71.6%)
市 税	財政局	国民健康保険料 との重複滞納	1,596	250	102	99	97.1% (100.0%)
合 計 ①			3,059	507	(A) 180	(B) 185	102.8% (87.4%)

(2) 財産調査・滞納処分強化によるもの(区役所との連携による徴収効果額)

債権名	所管局 (会計)	対象条件	財産調査対象 滞納額(百万円)	徴収効果目標額① (百万円)	徴収効果額② (百万円)	進捗率(②/①) (参考:前年1月末)
国民健康保険料	福祉局 (国保)	全ての滞納者	12,475	480	432	90.0% (105.2%)
介護保険料	福祉局 (介護)	保険料第1段階(生活保護の受給者等) を除く滞納者	1,666	270	199	73.7% (66.0%)
合 計 ②			14,141	(C) 750	(D) 631	84.1% (89.0%)

合計 ①+②	徴収目標額(百万円) (A) + (C) ①	徴収実績(百万円) (B) + (D) ②	進捗率(②/①) (参考:前年1月末)
	930	816	87.7% (88.6%)